

第2回定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月25日(月) 9時30分～10時07分
2. 開催場所 門川町役場 3階会議室
3. 出席委員 (10人)
 - 会長 1番 米良 成志
 - 副会長 10番 金丸 幸子
 - 委員 2番 兒玉 道治 3番 新門 剛 4番 新田 利彦 5番 染田 良作
 - 6番 川崎 正義 7番 黒木 稔 8番 安田 初美 9番 藤本 寿弘
4. 欠席委員 (0人)
5. 欠員委員 (0人)
6. 議事日程
 - 報告第 2号 農地の転用届出の件について
 - 報告第 3号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
 - 報告第 4号 農地の用途変更届出の件について
 - 議案第 4号 農地の所有権移転申請の件について
 - 議案第 5号 農地の転用申請の件について
 - 議案第 6号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)の件について
 - 議案第 7号 現況証明(非農地証明書)の発行の件について
7. 会議の概要

開会 事務局	それでは姿勢を正してください、ただいまより第2回定例農業委員会総会を開会したいと思います。 一同礼。 米良会長の方よりご挨拶をお願いします。
会長	おはようございます、先だっの研修会では皆様ご苦労様でした。 国の方針では中間管理機構利用のため、人・農地プランなどをもとに各地域に委員を入れて込んで課題などに取り組んでくれとのことでした。 これからは農業委員と推進委員が各地域の中で協力し合って仕事をしてほしいという方向性が出てきたようでありますので、私を含め皆さま方も業務に励み、各地域の課題等を解決できる体制作りをお願いする次第であります。 今日の案件は7件であります。 以上です。
事務局	ありがとうございます、それでは早速議案に移りたいと思います。 なお議長につきましては米良会長が務められます。 よろしくお願いいたします。
議長	早速議題に入りたいと思います。 議事録署名委員は5番委員と6番委員です。 今日は10名、全員出席であります。 報告第2号農地の転用届出の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。

局長	<p>はい。 資料2ページをお願いします。 報告第2号、農地法第4条の委員会届出でございます。 次のとおり受理したことを報告する。 記載されているとおり、1件の2筆でございます。 場所につきましては3ページをご覧ください。 庵川西地区になります、庵川近隣公園または草川保育園周辺の2筆となっております。 以上です。</p>
議長	<p>報告議案でありますので、それぞれ把握をしておいてください。 次の議題に入ります。 報告第3号農地の所有権移転及び転用届出の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>はい、4ページをお願いします。 報告第3号農地法第5条委員会届出の件でございます。 次のとおり、受理したことを報告する。 記載のとおり9件の13筆でございます。 場所につきましては7ページからお願いします。 番号1については、宮ヶ原地区の栄ヶ丘幼稚園から北の農地になります。 番号2については、加草地区の県営住宅から南側の農地になります。 番号3から番号9については、船越地区の農地になります。 以上です。</p>
議長	<p>説明は終わりました。 これも報告議案でありますので、各委員は把握をお願いします。 次の議案に移ります。 報告第4号農地の用途変更届出の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。 資料10ページをお願いします。 報告第4号、農地の用途変更、委員会への届出でございます。 次のとおり受理したことを報告する。 記載されているとおり、1件の1筆でございます。 場所につきましては11ページをご覧ください。 農協の門川支店近辺の農地となっております。 以上です。</p>
議長	<p>報告議案でありますので、それぞれ把握をしておいてください。 次の議題に入ります。 議案第4号農地の所有権移転申請の件についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>はい、12ページをお願いします。 議案第4号農地法第3条委員会許可の分でございます。 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。 記載のとおり3件の4筆でございます。 場所につきましては13ページをお願いします。</p>

番号1については、三ヶ瀬地区になります、三ヶ瀬公民館の南側の農地です。
番号2については、竹名地区です、地区に入ってすぐの農地2筆になります。
番号3については、五十鈴地区の国道388線、踏切近くの農地になります。
以上です。

議長

説明は終わりました。
3件ございますのでそれぞれ審議をしたいと思えます。
まず、番号1についてを議題とします。
推進委員のご意見を伺います。

松本推進委員

推進委員の松本でございます。
報告をさせていただきます。
12日に農業委員2名と事務局職員1名の計4名にて現地確認を行いました。
現地については、公民館から少し南に行ったところがございます、譲受人が以前は川沿いに
ハウス営農を行っていた経緯がありましたが、洪水の被害をたびたびうけており、本案件に
いたったという経緯があります。
譲渡人についても居宅自体は日向にあるようですが、実家が申請地近辺にあります。
申請地ではハウス営農による苗の育苗を行うようであり、譲受人と譲渡人は遠い親戚にもな
る模様ですので、本案件につきましては、いさかいになるというようなこともないと思えま
す、ご審議をお願いします。

議長

他の委員はご意見ありませんか。
特に問題ありませんね。
この件につきまして賛成の方、挙手願います。
はい、全員賛成であります。
番号2について審議をいたします。
推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員

推進委員の安田です。
20日に農業委員2名と白木推進委員、及び事務局職員1名、私の計5名で現地確認を行
いました。
場所については竹名に入ってすぐ右の農地になります。申請地については、もともと譲受人
が所有していた農地の両隣にある農地2筆を購入するという形になっております。
下限面積についても要件を満たしており、本案件につきましては何ら問題はないかと思いま
す。ご審議をよろしく願いいたします。

議長

他の委員はご意見ありませんか。
特に問題ありませんね。
この件につきまして賛成の方、挙手願います。
はい、全員賛成であります。
番号2について審議をいたします。
推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員

再度失礼いたします、担当地区とは異なりますが20日に一緒に現地確認を行っておりまし
て、私のほうから説明させていただきます。
譲受人については番号2と同じ方であり、譲渡人は高齢でもう耕作はしていないそうで
す、面積についても下限面積を満たしておりますので特段問題はないかと思われます。
以上です。

議長

他の委員はご意見ありませんか。

特に問題はないようであります。
賛成の方、挙手願います。
はい、全員賛成であります。
次にまいります、議案第5号農地の転用申請の件についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

局長

はい、16ページをお願いします。
議案第5号農地の転用申請、県知事への具申分となります。
次のとおり、許可申請があったので審議を求め。
御覧のとおり1件の1筆でございます。
場所につきましては次のページをお願いします。
中村地区の中村公民館から西側の農地になります。
補足を事務局職員が行います。

事務局

こちらの転用申請について説明させていただきます。
本来であれば、染田推進委員に説明をお願いするのですが、今回は申請が大変急であったということもあり、現地確認の日程調整ができませんでしたので、事務局のほうから説明をさせていただきます。
本案件は農地法第4条の申請ということで、県知事に進達する分となります。
21日に農業委員2名と県振興局担当職員、事務局職員の計4名で現地確認を行いました。
申請地については畑の1筆2.6㎡と小規模ではありますが、既存住宅を増築した際に宅地として利用していた農地とのことです。
申請地については中村地区に広がりのある農振農用地に接続する農地ということで、第一種農地とはなっていますが、周辺の住宅に接続しており、既存住宅の拡張という適切な範囲内の規模拡大ということで、第一種農地の例外が活用でき立地基準としては問題ありません。
申請地につきましてはすでに宅地の一部となっており、追認の許可申請となっております、始末書等の提出もあり、都市計画など他法令に抵触することもございませんので、一般的な基準についても問題はないかと考えております。
また、土地の境界についてもブロック塀を建設するなど適切な処置がなされています、近辺の営農状況にも影響は与えることはないということで判断しております。
以上です。

議長

お聞きのとおりであります。
他の委員はご意見ありませんか。
特に問題はないようであります。
県知事許可でありますので、知事に進達することに賛成の方、挙手願います。
はい、全員賛成であります。
次にまいります、議案第6号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得の件についてを議題とします。
7番委員は関係者ということでありますので、除席をお願いします。
事務局の説明をお願いします。

局長

はい、18ページをお願いします。
議案第6号基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画の公告の分でございます。
次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求め。
御覧のとおり、30件の84筆でございます。
26ページのほうに一覧表もございますが、本案件につきましては全て西門川の上井野地区の農地となっております。
地図につきましても、まず国道388号線沿いに小切畑集落から西門中周辺そして火切地ま

での農地、さらに五十鈴川対岸の鍵山から神舞の更生橋や活性化センター近辺までの農地が対象となっております。

議長

説明は終わりました。
推進委員のご意見を伺います。

松本推進委員

推進委員の松本です。
22日に農業委員3名と事務局職員1名、私の計5名で現地確認を行いました。
農地中間管理機構を利用いたしまして、利用権を設定するということですが、対象地が広範囲にわたっております。
面積についても五町八反とおおよそ6ha近い面積の田んぼです、利用権の期間については5年間であり、その後の耕作人もほとんどが区内の人間であります。
この地区では初めてのまとまった農地中間管理機構の利用であり、いろいろな課題が出てくるかとわれますが、地区の方々は意欲をもって取り組んでいます、スムーズに農地の利活用が進むのではないかと考えます。
以上です。

議長

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、事務局です。
さきほどの説明にもありましたとおり、基盤強化促進法第19条に基づく農地中間管理権の取得ということで、補足説明をさせていただきます。
こちらは、同法の第18条に基づく農地利用集積計画について提案をさせていただくものになります、議案書については計画案、対応する地図、貸付人の一覧表が付随しております。
貸付人については合計30名、借手は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております、対象農地につきましては田が82筆、畑が2筆の合計84筆となっており、面積については田が57,279㎡、畑が722㎡となり合計58,001㎡です。
本案件につきましては、いずれも5年間の使用貸借契約となっており、農地中間管理機構である振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に借受希望者に貸付を行うということになっています。
なお、今回は上井野地区を中心とした、集落規模による重点実施地区での取組となっております、その後の借手につきましてもほぼ決まっているという状況です。
計画内容につきましても、基盤強化法の第18条第3項の各要件を満たしておりまして、先ほどの松本推進委員のお話にもありましたとおり、22日の現地確認でも問題はない旨を確認いたしている次第であります。
以上ご審議をお願いいたします。

議長

84筆と広範囲に広がっておりますが、一括して審議いたしたいと思えます。
他の委員はご意見ありませんか。

藤本農業委員

借受人は決まっているのですね。

事務局

はい。

議長

他の委員はご意見ありませんか。
特に問題はないようであります。
この件について賛成の方、挙手願います。
はい、全員賛成であります。
除席を解きます。
次の議案に移ります、議案第7号現況証明の発行、非農地証明願いの件を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

局長 はい、36ページをお願いします。
議案第7号現況証明、非農地証明の分でございます。
次のとおり現況証明願いがあったので審議を求める。
これにつきましては1件の2筆でございます。
場所につきましては次ページからお願いします。
庵川西になります、国道10号線のダイボ石材店付近に日向屋がございますがその近辺です。
以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。
推進委員のご意見をお願いします。

朝倉推進委員 推進委員の朝倉です。
19日に農業委員1名、事務局職員1名及び私の計3名で現地確認を行いました。
現地は30年ほど前までは申請者の父が耕作していたようですが、現在は竹や雑木に覆われ
農地としての形跡がかすかにわかる程度です。
申請人は現在、庵川東に住んでおり、特段農業を営まれている方ではございません。
また、周辺については山に囲まれた谷の様な地形で、奥のほうには昔は農地であったであろ
う土地が広がっていますが、現在は荒地となっております。
ご審議をお願いします。

議長 お聞きのとおりでございます。
他の委員はご意見ありませんか。
特に問題はないようであります。
非農地証明を出すことに賛成の方、挙手願います。
はい、全員賛成であります。
議案につきましては以上であります。

事務局 それでは、姿勢を正してください。
以上をもちまして第2回定例農業委員会総会を閉会したいと思います。
一同礼。

平成31年2月25日

議事録署名人

5番委員

梁田良作

6番委員

川端正義